

釧路市昇雲台斎場並びに阿寒町斎場火葬炉残骨灰等処理業務委託仕様書

1 業務名

釧路市昇雲台斎場並びに阿寒町斎場火葬炉残骨灰等処理業務委託

2 業務の目的

釧路市における遺体等を火葬する際に発生する骨粉や焼却灰等（以下「残骨灰」という。）を、環境等に配慮した専門業者に業務を委託することにより適正な処理を図る。

3 業務委託期間

契約の日から2025年（令和7年）3月31日まで

4 対象施設

- (1) 釧路市昇雲台斎場 （住所：北海道釧路郡釧路町鳥通東8丁目12）
- (2) 阿寒町斎場 （住所：北海道釧路市阿寒町舌辛33番地）

5 業務内容

- (1) 業務の内容は、以下のとおりとする。
 - ① 残骨灰の搬出業務
 - ② 残骨灰の処理業務
 - ③ 供養に関する業務
 - ④ 業務報告に関する業務
 - ⑤ その他業務遂行に必要な業務
- (2) 残骨灰の搬出業務及び処理業務については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、環境汚染や衛生被害が発生することのないよう、環境衛生及び安全に特段の注意を払いながら適正に業務を遂行すること。
- (3) 供養に関する業務については、「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）」第1条の趣旨を正しく理解するとともに、法の精神に沿い、また、住民の宗教的な感情に適合し、その保護と平穏を保障することを基本として、死者の尊厳に十分配慮し、遺骨と同様に人道的、道義的な立場に立って適正かつ丁寧に取り扱うとともに、丁寧に供養し、最終的な埋葬を行うこと。

6 業務の詳細

- (1) 残骨灰の搬出業務
 - ①残骨灰には、ロストル・装着品・副葬品等由来の有害物質が含まれることから、特別管理産業廃棄物に準じて取り扱うものとする。
 - ②残骨灰の搬出日時については、釧路市と協議のうえ決定するものとする。また、搬出作業は釧路市担当者の立会のもと、施設運営に支障が生じないよう十分配慮のうえ行うことと

し、搬出作業完了後は清掃及び施設の整理を行い、施設の環境美化に努めるものとする。

③受託者は、残骨灰の搬出業務を行うに際し、搬出用収納袋又は納灰容器等を釧路市の指定する場所に用意し、提供するものとする。

④搬出作業時には、飛散の恐れがない密閉容器に残骨灰を収納し、運搬車両の荷台をシートで覆うなど飛散防止対策をしっかりと講じるとともに、運搬車両にも飛散防止装備を施すこと。

(2) 残骨灰の処理業務

①残骨灰は、受託者の管理する施設において、残灰、燃え殻、金属類に分類すること。

②中間処理施設において、残骨灰に含まれる有害物質の処理に細心の注意を払ったうえで、無害化を図ること。

③上記の処理を行った後、残骨灰は法に基づき適切に処分すること。

④処理工程において、有害物質等が処理施設外に流出及び飛散しない対策を講じること。

⑤残骨灰の処理後における有害化学物質を含む混合灰等について、環境測定試験を実施し、その結果を書面にて速やかに釧路市に提出すること。

(3) 供養に関する業務

①残骨灰の供養地及び最終埋蔵処分地については、自社所有地又は寺院等で供養埋葬の承認又は認証を受けた同一の場所に設定し、遺族が供養に訪れることができるよう、供養塔の埋蔵施設内に最終埋葬するものとする。

②中間処理後の残骨は最終埋蔵処分地に埋葬することとし、年一回以上供養祭を実施し、実施結果を報告すること。

(4) 業務報告に関する業務

①搬出から埋葬まで一連の業務が完了後、次に掲げる事項について必要な書面、写真等を添付するなどして処理完了報告書を作成し、速やかに提出すること。

○残骨灰の搬出から埋葬までの一連の処理工程フロー・方法等を明示した書類

○対象施設からの搬出における状況写真

○残骨灰の処理施設への搬入、計量、分類工程までの状況写真

○中間処理及び最終処分が完了したことを証明する書類

○残骨灰に含まれる有害物質（重金属類）の分析結果書類

○供養地及び最終埋蔵処分地に係る案内書及び写真、慰霊関係書類（永代供養証明書の写し等）

○残骨を供養地及び最終埋蔵処分地に埋蔵した後、埋蔵日、供養及び埋葬作業の様子を記録した写真及び書類

7 実施調査

釧路市は受託者の業務履行状況の確認のため随時調査を行うことができるものとし、受託者は当該調査に協力しなければならない。

8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により釧路市の承諾を得なければならない。

9 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当するときは、釧路市は契約を解除することができる。
 - ① この仕様書に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないとき
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している等と認められるとき。
- (2) 上記（1）により契約を解除した場合において、釧路市に損害が生じた場合には、受託者が一切その責を負うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に関し、釧路市又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。
- (2) 暴対法第9条に規定される27の禁止行為を行ってはならない。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、受託者は釧路市契約規則及びその他の関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負わなければならない。
- (5) 本仕様書の定めのない事項及び内容に疑義が生じたときには、釧路市と受託者が協議のうえ対応するものとする。